

## 第 39 号議案

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）8月23日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

地方公務員法の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。

## 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第30条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（昇給についての適用除外）

第32条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第32条の2の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第2

7条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例」の一部改正手続について

## 1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行による地方公務員法の改正により、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されることに伴い、規定を整備する必要があるため。

また、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例については、令和2年4月1日施行の改正地方公務員法に関連し、同法に基づく臨時的任用職員に係る給与等の取扱いについて規定を整備するとともに、「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づく臨時的任用についても、地方公務員法に基づく臨時的任用職員に係る給与等と同様の取扱いとする必要があるため。

## 2 一部改正手続きを要する条例

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

## 3 施行期日

- ・上記2(1) 令和元年12月14日（一部は令和2年4月1日）
- ・上記2(2) 令和元年12月14日

## 4 改正内容

- ・上記2(1)
    - ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴う規定整備  
【第27条第1項関係、第28条第2号関係及び第30条第1項関係】
    - イ 臨時的任用職員には、昇給に関する規定を適用しない旨を定める。  
【第32条の3関係】
  - ・上記2(2)
    - 地方公務員法第16条に規定する欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴う規定整備  
【第20条第1項関係、第21条第2号関係及び第23条第1項関係】
- 詳細は、別紙新旧対照表のとおり。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員、<u>(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又</p>

<p>2～7 (略)</p> <p>第31条～第32条の2 (略)</p> <p><u>(昇給についての適用除外)</u></p> <p>第32条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、<u>臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p> <p>第33条・第34条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第32条の2の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>第31条～第32条の2 (略)</p> <p>第33条・第34条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
--	--

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日(次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員、<u>(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又</p>

2～5 (略)

第24条～第26条 (略)

附則 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。)第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第20条第1項、第21条第2号及び第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

は死亡した職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2～5 (略)

第24条～第26条 (略)

附則 (略)